

平成29年 第11回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

平成29年10月26日（木）

平成 29 年 第 11 回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 平成 29 年 9 月 26 日（期） 午後 3 時 30 分～
- 2 場所 小林市役所 2 階 会議室
- 3 出席委員 槇健一郎 大部菌智子 椎屋芳樹 大角安子 中屋敷史生
- 4 参与職員 山下康代 日高智子 深田利広 山本敏 井上誠二
(調整職員) 川俣洋寿
- 5 説明職員
- 6 会議内容

開会 15 : 30

槇委員長 皆さん、こんにちは。

平成 29 年第 11 回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、本日の議事、報告に入ります。

平成 29 年度第 6 回市議会定例会についてお願いします。

山下教育部長兼学校教育課長事務取扱 9 月議会の一般質問の議案質問については、先月の定例教育委員会の中で報告いたしました。その後に行われました総務文教委員会について各課ごとに報告させていただきます。

2 ページをご覧ください。学校教育課になります。

まず、窪菌委員からは、就学援助はどのような制度なのか、審査の流れはどのようになっているのか質問がありましたので、お答えいたしました。

それから、吉藤委員から、昨年度、今年度、紙芝居をつくっているけれども、体育館等で読み聞かせをするのにサイズが小さく見づらいので、サイズを大きくできないかというような意見がありました。これにつきましては、体育館等で読み聞かせを行う場合は、各学校で大型スクリーンなどの I C T 機器を活用している学校もありますというように答えております。

それから、首藤委員につきましては、特別支援教育支援員の増員を検討してほしいというような意見がありました。これにつきましては、年次的に増員を図ってきております。ただ、限られた予算でありますので、各学校での必要性をしっかりと見きわめながら配置をしていきたいというふうにお答えいたしました。

それから、福本委員からは、特別支援教育に関する教職員研修は実施しているのかというような質問がありました。これにつきましては、管理職とか特別支援教育コーディネーター対象の研修はもちろんですが、それ以外の教員も対象とした研修会などを実施して、県主催の研修会へ参加も促しているということで答えております。

それから、3ページになりますが、時任委員からは、就学援助の入学準備金について質問がありました。今年度中に要綱等の整備を行いまして、今回、12月議会に予算を計上させていただき、来年2月には前払いで入学準備金の支払いができるような手続をしたいということで回答しております。それから、夏休みのプール開放状況について聞きたいということであります。小学校については、南、細野、西小林、永久津、幸ヶ丘、野尻、栗須の7校で行っていますということで答えております。

それから、下のほうになりますが、西諸地区いじめ問題対策専門家委員会のほうの予算につきましては、首藤委員から、いじめ専門家委員会の委員の構成について質問がありました。臨床心理士、学識経験者、教職員経験者、警察官経験者の5名で開催しておりますということで答えております。学校教育課については以上です。

日高社会教育課長 続きまして、社会教育課から報告をさせていただきます。

4ページをお開きください。

まず、吉藤委員からの質問で、森永貞一郎記念館の利用状況は昨年度と比べてどうですかという質問がありました。これに対しまして、平成28年度の記念館の会議室の利用実績が206件、本年度の8月末での使用件数が105件で、昨年度の81件と比較すると利用件数は増加していますとお答えをしております。

続いて、福本委員から、公民館の修繕料の内訳はどういうものですかという質問がありました。これに関しましては、中央公民館のひさし天井部の鉄筋爆裂部分の修繕、それから、館内の廊下の照明をLEDに変更しましたということ、それとガス配管の敷設修繕、これは調理室の外にあるガス配管なんです、そこの修繕、紙屋地区の公民館のガラスの修繕などを行いましたというお答えをしております。

また、中央公民館の大集会室のカーテンが扱いにくいのですが、これはどのような状況ですかという質問がありました。これに関しましては、大集会室全8カ所の状況が悪かったんですけども、これについては9月19日に全て実施をして、快適に使っていただけるように改善をしたところだとお答えをしております。

また、集会所の委託料の委託先はということで、永田町の教育集会所が1名で個人契約をしております。上町教育集会所は、部落差別をなくす小林市民会議に委託をしています。ここについては、昼間1名、夜間1名の2名体制で管理業務を実施しておりますとお答えをしております。

それから、窪菌委員からです。二原遺跡公園の入り口が狭くて大型バスが入れない状況ですが、これについてどういう対応をしていますかという質問がありました。本年度、建設課と協議をいたしまして、若干ではありますけども、拡張の工事を行いましたと報告をしております。

それから、次のページでございます。

時任委員からの質問です。森永記念館の受付はどこで行っているのかという質問をされました。平成28年度より直営で管理をしていますので、社会教育課で行っておりますとお答えをしております。

また、自治公民館助成事業とコミュニティ助成事業にある自治公民館の補助事業の内容はどのようなものですかという質問を受けました。種子田公民館、南西4区公民館、山中公民館の3館を補助事業で実施し、内容としましては、トイレ、サッシの修繕、屋根の雨漏り修繕、山中公民館は照明の修繕、また、細野1区自治公民館建設を実施しましたとお答えをしております。

最後に、文化会館の積立金の考え方はという質問に対しまして、舞台機構等の重要設備について10億円弱の改修の計画を立てて、1億円程度の基金積み立てで対応する案を提示しておりますが、ほかにも修繕が必要な建設があるということで、文化会館のみに特化した財政計画はできない状況にあります。平成31年度までに施設の全体的な改修計画を作成することになるので、この中に文化会館も含めていくことになるという見解が財政課から示されております。ただ、実現化に向けて財政課には積極的に要請して

いく必要があるというふうに考えておりますと答弁をしたところでは。

社会教育課については以上です。

深田スポーツ振興課長 スポーツ振興課です。

3 ページからお願いいたします。

まず、福本委員から、てななど学校給食費補助金の不用額の説明をお願いしますということで、約 2,000 万ほどの不用額があったわけなんですけど、ここの部分につきましては、要保護と準要保護に認定された児童・生徒は補助金の対象外になりますということで、今年度は、要保護が小学校で 18 名、中学校で 8 名、準要保護が小学校で 415 名、中学校で 226 名となった部分で不用額のほうが発生した旨を説明いたしました。

9 ページです、同じく福本委員から、学校給食での残滓率について、どれくらいあったかの質問がございました。29 年度につきましては、小林が 1.1、東方が 3.5、野尻が 1.4%、28 年度におきましては、小林が 1.5、東方が 3.7、野尻が 1.4%である旨を答弁いたしました。また、3 つ下にあるんですけど、地産地消率はどのくらいかということでご質問がありました。ここにつきましては、小林が 38%、東方が 35%、野尻が 38.9%ということで回答をしたところでございます。

11 ページでございます。

窪菌委員から要望といたしまして、プールに健康づくりで行く方々がいらっしゃるので利用料の減額などを検討してほしいということがありました。このことについては、今後、教育委員会で検討していくという答弁をしたところでございます。

また、時任委員から、今回は天気もよく、運動会ができたんですけど、平成 28 年度は大運動会が中止となったが、予算のほうは執行をいたしました。その関係で、時任委員から今後は中止ではなく延期ということはどうなのかというご質問がございました。現時点では、仕事の都合であったり役員さんの都合であったりで延期ということは厳しい面がございますけど、ここにつきましても、各校区の役員さん方と話し合いをさせていただいて、実行委員会で検討していきたいという答弁をさせていただいたところでございます。

スポーツ振興課は以上です。

楨委員長 はい、どうぞ。

山下教育部長兼学校教育課長事務取扱 それでは、12 ページになります。教育部の須木分室の分です。

首藤委員から、須木小中学校の児童・生徒の人数、それから教諭の人数も聞かれました。

それから、福本委員からは、修繕料があるんですが、その内訳はということで、主な修繕料の資料を後で提出しております。

それから、13 ページです。教育部野尻分室の分です。

福本委員から、幼稚園、小学校、中学校の修繕料、機械器具購入費の内訳をということで、後で資料を提出しております。

時任委員からは、小中学校の学年別人数を出してくださいということで、出してあります。それから、生涯学習講座の参加人数を聞かれまして、年間152名ということで答えてあります。

それから、首藤委員からは、消耗品費の内訳ということで、学力検査、教科教材、それから印刷関係の用品を買っているということで答えてあります。

以上です。

楨委員長 ありがとうございます。

何かご質問ないですか。よろしいですか。

はい、どうぞ。

椎屋委員 文化会館については、3億円程度が必要ということで、年次的に積み立てをしていきますということで委員会等でも十分話をしたんですが、全体的なことですので、市全体の関係施設を見て順次やっていくということでしょうけれども、学校教育課においては、体育館、校舎も、南小学校は当然新校舎ですので、体育館だけが特に今度は目立ってしまって、どこの学校を訪問してみても体育館とプールだけが異様に浮き上がってしまっているんですね。だから、それについての年次計画的な改修計画というの、建設課の技師等の意見を聞きながら、できれば、前は校舎の改築についてずっと年次計画を立てていたんですが、それについてもぜひ考慮していた

だくようにお願いをします。かなりの予算は必要になってくると思います。

槇委員長 はい、どうぞ。

山下教育部長兼学校教育課長事務取扱 今、委員が言われたとおりの状況でありまして、32年度に公共施設の長寿命化の計画をつくらないといけなくなっておりますので、もちろん学校教育、社会教育、スポーツ振興課のそれぞれの施設も総合的に見ながら、やっぱり体育館のこと、それからプールもそうなんですけれども、計画に取り組まないといけないなと思っております。

あと、三松中学校に関しては、プールの予算も30年度計上予定ですけれども、道路拡張に伴って確実ににつくらないといけなくなりますので、三松中学校だけは30年度に予算を計上してつくる予定になっております。

槇委員長 はい、どうぞ。

大部菌委員長職務代理者 2ページの首藤委員の質問の中に特別支援教育支援員の増員を検討ほしいというご意見がありますが、現時点で、先ほど先生方とか子どもたちにどこまで負担が出ているとか、そういうのがあるのかなと思って、ちょっとお聞きしたいんですけど。

山下教育部長兼学校教育課長事務取扱 特別支援の支援員を配置するときには、前もって学校側から要望を出していただきます。学校側からはたくさんの数字が上がってきます。限られた予算の中になりますので、こちらから学校へ行って、子どもたちの様子や授業を見せてもらったり、校長先生と協議をしたりして配置の人数を当初予算を作成時には決めます。やはり予算的なものもありますので、学校側からの要望に全部応えられているわけではないところですよ。

槇委員長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問ないでしょうか。(なし)

槇委員長 では、ないようですので、報告第17号ガイドボランティアからの寄贈についてお願いいたします。

はい、どうぞ。

日高社会教育課長 報告第17号ガイドボランティアからの寄贈についてということで説明をさせていただきたいと思います。担当の井上からご説明いたします。

槇委員長 はい、どうぞ。

井上文化財調査職員 今週の月曜日、23日になりますが、小林市ガイドボランティア協会が作成した、皆様にお配りしておりますカラーの一覧表のかるたの絵札が完成いたしました。小林市ガイドボランティア協会とは、市内の小中学校の子どもたち並びに団体等に文化財を案内していただくというのを業務委託として年間お願いをしている団体でございます。

その団体が、よりよく、今以上に文化財を市民の方に伝えるにはどうしたらいいかということで、かるたとか紙芝居をつくってみてはどうだろうということになりました。ガイドが独自に考えをまとめまして、ガイドが小林高校の美術部に相談しましたところ、小林高校美術部の生徒並びに顧問の先生、校長先生もおもしろいですね、ぜひやらせてくださいということで実現したものでございます。

かるたに関しましては、顧問の先生以外にも、美術部の生徒も実際に絵を描いて、これには実際に、全てではないんですけども、生徒たちを連れてガイドボランティア協会が市内の文化財、本物を見せてご説明した上で絵を描いてもらっているものもございます。

こういったもので両団体といいますか、ガイド協会と小林高校美術部がコラボといいますか、タグを組んで制作した手づくり紙芝居とかるたですけども、そのつくり方も、かるた制作キットという真っ白な台紙をガイドの方が購入して、ラベルシールを張っているような感じですが、そういった形で制作をいたしました。これをぜひ教育委員会で役立てていただきたいということで、23日に教育長室で贈呈式がありまして、中屋敷教育長に教育委員会を代表して受け取っていただいたということになります。この贈呈式の模様につきましては、毎日新聞や南日本新聞、BTVのケーブルテレビも取材に来ていただいて、毎日新聞の朝刊には、昨日、写真つきで贈呈式の様子が載ったところでございます。

以上、報告でございます。

楨委員長 何かご質問ないでしょうか。

はい、どうぞ。

中屋敷教育長 補足ですけど、贈呈式のときの、小林高校の2人は、野尻小中学校の卒業生なんですけど、この中で一番思い出があるのは何人ですか尋ねたところ、

「た」の田丸貞重翁と言っていました。何でと聞いたところ、小中学校のときに劇をして、それで非常にそれが残っていて、これを描くときにはそれを思い出しながら作りましたと言ったので、やっぱり小中学校の体験というか、そういうものがいつかは役に立つんだなと思いながら話したことでした。

以上です。

楨委員長 ありがとうございます。

椎屋委員 今も劇は続いているのですか。

大角委員 いや、今はなくなりました。田丸貞重翁の劇は、協働、努力、人が生きるというのを伝えるために作られたものです。

田丸貞重さんが中心となった野尻原開田物語です。

楨委員長 昔個人で行っていたところの田んぼがあって、そこのおじいちゃん、おばあちゃんが言うておられました。東方地区から野尻まで水を引いた方だと言っていました。だから、そういうのがあるからやっぱり劇になるんですよね。すごい方がいらっしやったということです。

中屋敷教育長 野尻のほうが高いので、小林から水を引くとサイフォンの原理を使った水路が途中で入ってくるんですよ。だから大変な事業だったと思います。しかも私財をなげうって作ったかたです。

楨委員長 そんな話も今の子どもさんにも聞かせてあげたら。その一つのきっかけかもしれないですね。

中屋敷教育長 そうですね。

このかるたの活用の仕方をお聞きしたい。

井上文化財調査員 こちらのかるたの絵札と読み札をご覧になっていただければと思うんですが、全ての文化財だったり郷土の偉人になっており、下の句というんですか、読み札の最後に来るようになっております。絵札の頭の文字もその文化財の名称の頭文字になっているので、上の句と下の句みたいな百人一首のような形で、その最初の説明、だから文化財そのものをしっかり覚えていただけるとより早くとれるというような、ゲーム性も高めるような形にしております。

先ほどお話に出ました田丸貞重翁の絵札は、しっかりとたんすに赤札とか

が張ってあって、私財をなげうって野尻開田を開いた田丸貞重というような読み札になっております。ですので、そういったところを覚えていただくと、「資材を投げ打ち」というところでもう田丸さんの絵札がとれるというようなものになっております。

こちら、今後の活用方法としまして、まず11月3日にいただいたばかりですが、市の総合文化祭で各種囲碁大会、将棋大会等が行われますが、その中で、急遽なんです、文化財かるた大会をやってみようということで行います。中央公民館の2階、軽運動室に畳を敷いて、まだいただいたばかりなので小学校の皆さんは知らないと思うんですが、一応お披露目会も含めて、文化祭で恐らく自分たちの作品とかを見に来た小学生だとか、その親御さんとか、文化祭の日はたくさん来場者がいらっしゃるので、なるだけ2階のほうにぜひ寄ってみてくださいというような形で案内しております。これに先んじて、ガイドがガールスカウト第14団にももうお声かけをさせていただいて、第1回大会もその日にやってみようかなというふうに思っております。

社会教育課としましては、ガイド協会からいただいたものは、今は手づくりでいただいた3つしかございません。そのうちの今は2つをお持ちしているんですが、これを何とかふやすというような形で、多くの人に手にとっていただければというような形で計画をこれから検討していきたいと思っております。

また、教育委員会独自というよりかは、今観光DMOやてなんど戦略とかも他課でやっておりますので、そういったところにもこういった郷土の文化財を題材にした作品ということで話を持って行って、いろんなところに広げていけたらと考えております。

以上です。

楨委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。(なし)

楨委員長 それでは、本日の議案に入りたいと思います。

議案第50号平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、お願いします。

はい、どうぞ。

山下教育部長兼学校教育課長事務取扱 それでは、18 ページになります。

議案第 50 号平成 28 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてについてご説明いたします。

例年行っております教育委員会としての自己点検と評価案です。

19 ページが表紙になります。12 月議会に報告をする予定で進めてまいりたいと思っております。

21 ページの上になりますが、考え方ということで、この点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、平成 20 年度から教育委員会の権限に関する事務の管理・執行について、点検及び評価を行うこととなったものでございます。今回報告するものは 28 年度分になります。

22 ページですが、まず、真ん中ほどにあります基準の丸印が平成 27 年度と変わったところは、25 ページにあります上から 2 段目の（9）教科用図書の採択に関する事、それと（10）の文化財の指定及び解除に関する事の 2 カ所になりました。

それでは、順次説明をさせていただきます。

22 ページになりますが、まず、一番上になります教育委員会の会議の運営、（1）になりますが、28 年度は 12 回の定例会、1 回の臨時会、報告件数 17 件、議案が 46 件で、全て承認をいただいたところであります。

それから、中段の（2）の教育委員会の会議の公開につきましては、平成 28 年度については、市内各地で傍聴ができるように、開催会場を点在する教育施設といたしました。今後も、効果的に周知する方法、それから開催会場や開催日時、夜間にするとか休日にするとかなどについても継続して検討していきたいと思っております。

それから、一番下の（3）の首長との連携でございますが、28 年度も市長と教育委員による総合教育会議を 2 回開催いたしまして、教育に関する大綱、それから教育施策等について意見交換会が開かれております。

それから、24 ページになりますが、上から 2 段目の規則及び規程の制定の改廃についてであります。28 年度については、規則 3 本、それから要綱

3本の制定・改廃を行いました。特に、キャリア教育支援センターの設立のために要綱を制定したところであります。

それから、25ページになります。

上から2段目の先ほど言いました教科書用図書の採択に関することにつきましては、28年度は教科用の図書の採択がありませんでしたので、一番左下の丸になりました。27年度につきましては、中学校の教科用図書の採択がありましたので、評価の丸は一番右上についておりました。

それから、その下の(10)の文化財指定及び解除に関することについては、28年度はその事務がありませんでしたので、一番左下の丸になっております。ちなみに27年度は、県指定であったオオヨドカワゴロモが国指定になる手続をして承認されましたので、評価といたしましては一番右上についたということになります。

それから、26ページが総合評価になりますが、7段目、「さらに、これまでの会議の傍聴者が少ない現状等から、会議の周知等については、ホームページや市広報で周知を行い、市内に点在する教育施設で会議を実施しました。あわせて、教育施設の現地確認等も効率よく行えるため、今後も定例会議の開催に当たっては、様々な要素を織り交ぜながら計画して行く必要があると考えます」、それから、下から5段目になりますが、「教育総合会議において、教育委員と市長が、今後の教育行政や教育の大綱について意見交換ができたことは、大きな異議があると考えます。今後も、地域・社会・学校関係者等、多くの方々と意見交換の場を設けることで、市民との意思疎通を図りながら、一層の教育委員会の活性化を目指してまいります」というふうに結んでおります。

その下の知見の活用につきましては、宮大の先生に講評をお願いする予定にしております。本日、教育委員の皆様から意見をお聞きいたしまして、本日提案いたしましたところの修正等があれば修正をして、宮大の先生に依頼をしたいと思っております。それをもって12月議会に提出したいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

楨委員長

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見等ないでしょうか。

中屋敷教育長 今後のところで、見落としだと思うんですけど、下から2行目のところ、「今後も、地域・社会・学校関係者等」となっていますね。このところの地域と社会は分けると説明がしにくいので、「地域社会や学校関係者等」としといたほうが良いと思います。

山下教育部長兼学校教育課長事務取扱 ありがとうございます。

槇委員長 よろしいでしょうか。(はい)

槇委員長 次に、議案第51号小林市子どもいじめ防止基本方針の改定についてお願いいたします。

はい、どうぞ。

山本指導主事 28ページに説明資料としてつけてありますが、今回の改訂につきまして説明いたします。平成25年度にいじめ防止対策基本方針が示されまして、26年度に国・県、そして本市においても基本方針を定めたところがございますが、推進法の中で3年をめぐるということで、この基本方針も改訂を進めていかなければならないということになっております。

国及び県のほうが先日新たな改訂された基本方針を示しました。本市においても改訂案をつくりまして、各学校におろしまして、各学校でいじめ基本方針を策定していかなければなりませんので、今回の改訂につきましては、2番なんですけれども、この11項目にわたって国及び県が改訂しております。

小林市の子どもいじめ防止基本方針ですけども、このような形で、まず県が今回改訂している部分については赤で示しております。

それから、下のほうに緑で示している部分がありますが、これにつきましては市独自のものですが、前回から継続してそのまま残している部分につきましては、「前回より継続」という形で表記しております。それから、改訂している部分については、下線部がその部分であるということを書いております。

それから、右側に線がついてあるかと思いますが、これにつきましては、国及び県が今回改訂したフォームであるということ、この部分が該当するということを示しておりますので、それを踏まえてこの基本方針に切り

かえようかというふうに思います。

それでは、説明していきたいと思うんですが、まず2ページをご覧ください。

いじめ定義の明確化ということで、国及び県が改訂しました部分なんですけれども、赤の部分ですが、けんかやたたき合いであっても見えないところで被害が発生している場合がありますので、背景による事情等の調査を行っていじめかどうかを判断するという。それから、軽い言葉で相手を傷つけたけれども、謝罪して解決したような事案があっても、いじめに該当する事案であるため、学校いじめ対策組織への情報を提供するということが示されております。

3ページから5ページを割愛させていただきたいと思います。6ページをご覧ください。

国及び県が今回示しました道徳教育の実質化と質的転換、それから、幼児期の教育の取り組みということで記載されております。道徳につきましては、今回、いじめの問題等を背景に、国も道徳の教科化ということで教科になってくるわけですが、それを踏まえまして、この方針でも道徳教育の充実を図るということで、赤い付箋が張ってあるところですが、児童・生徒がいじめの問題を自分のことと捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるように強力に推進するという。それから、いじめの問題について、学級活動でありますとか児童会、それから生徒会活動等、特別活動においても、児童・生徒が自らいじめの問題について考え議論する活動を行うというようなものが記載されております。それから、緑色の部分ですが、いじめの未然防止のための取り組みとしまして、これは前回より継続ですが、下線部は若干変更しております。日常の教科指導はもちろんのこと、こすもす科の中でソーシャルスキルトレーニングを通して、児童・生徒がお互いを認め合う学級づくりに努めるということを新方針で記載しております。

それから、幼児期の教育の取り組みについて、幼児が他の幼児とかかわる中で、相手を尊重する気持ちを持つことについての取り組みを促すということで記載しております。

次の7ページですが、いじめの早期発見のための取り組みということで、最初に緑色で書いてありますが、前回より変更ということで、市独自で変えております。ここは前回、「市が独自で行うアンケートをもとに」という表記がありました。このいじめ防止基本方針の性格としまして、実際にここに載せたことはやらないといけないという内容でございますので、県が実施しているアンケートがございましたので、こちらのアンケートをもとに現状を分析して、課題を発見して対応するというので、前回よりこの部分を変更しております。

それから、国及び県の改訂点の一つですが、スクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラーの積極的な活用ということで、緑色の部分ですけども、市独自で継続ですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及びスクールアシスタントを積極的に活用するという。それから、ふれあい学級における相談体制を充実させるということ。そして人材の確保及び資質の向上ということで、赤い部分の下になりますが、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用したいということで積極的な活用については記載しております。

続きまして、8ページです。

人材の確保及び資質の向上ということで、教職員の不適切な認識、体罰や言葉の暴力等がいじめ発生を誘発し、いじめの要因となり得るものであることから、教職員研修等により体罰禁止の取り組みを図るということで県が記載しております。

それから、オのいじめ防止のための対策の調査研究の推進ということで、真ん中あたりですが、PTAや地域の関係団体との連携を深めながら広報、啓発を充実するという、それから、キのインターネット上のいじめの対応ということで、真ん中、緑の部分なんですけど、前回より継続ということですが、下線部が変更ということで、今回市独自で、道徳の時間及び各教科における指導、小学校6年生及び中学校3年生におけるこすもす科での指導を通し、情報モラルに関する指導を充実させるということで、一部変更しております。

それから、県の改訂としまして、重大な人権侵害に当たり、被害が深刻な見逃せない行為であること、それから、刑法上名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させる取り組みを行うということで、インターネットにおけるいじめがこういった大きな問題になるということ注視させるということで記載しております。

続きまして、9ページですが、県の規則による改訂点ということで、出席の措置というものについて記載するということになっております。本市におきましても、緑のケの部分ですが、出席停止の措置ということで、前回より継続ですけれども、記載しております。ほか(4)番、市内小中学校からのいじめに関する報告についての対応につきましては、前回より継続という形で、学校への調査、専門家委員会の活用、必要な指導・助言ということで記載しております。

続きまして、10ページですが、今回、国及び県の改訂で、学校評価や教員評価にしっかりと位置づけるということになっております。そこで、付箋を張った部分ですが、日常の児童・生徒理解、それから未然防止や早期発見、いじめが発生した際に迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されることを教職員に周知するとともに、学校評価において実施状況を評価項目に位置づけるようにするということが記載されております。

それから、11ページですが、青い付箋を張っておりますが、これは県独自で、校長のリーダーシップによる対応というものを示すということで、県に沿って本市においても、2番、市内小中学校におけるいじめ防止等に関する取り組みということで、「校長が積極的にリーダーシップを発揮し」ということが記載しております。

それから、学校子どもいじめ防止基本方針の策定ということで、学校基本方針を定める意義、それから、今回、策定に当たりまして学校いじめ防止プログラムというもの、これは組織的に対応する際にこういった流れで対応していくかというのを具体化したものですが、そういったものをつくる必要があるということでここに記載しております。

それから、12ページにつきましても、学校子どもいじめ防止基本方針の策定ということで、基本方針の中核的な策定の手法でありますとか、続き

まして、PDCAサイクルを進めていくということを基本方針の中に盛り込んでいくということ。それから、先ほどもちょっと述べましたけれども、学校評価において目標の達成状況を評価するというようなことが書いてあります。

それから、いじめの問題に対する学校の組織的対応ということで、改訂点ということでここに記載されております。ここにはいじめ防止等の対策のための組織としてどういった組織ができるのか、組織を構成する先生方等の具体的なものであるとか、そういったものが書かれております。それから、真ん中あたりには、いじめ防止対策組織の役割等が記載されております。これは赤い部分ですので、県が改訂した内容ということになります。それから、14ページにつきましても、同じように学校のいじめの組織での対応ということで、例えばいじめの早期発見のためにはいじめ不登校対策委員会等がいじめを受けた児童・生徒を徹底して守るとして、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口があるということを見学・生徒に伝えるようにするというようなことが書いてあります。

続きまして、15ページです。

青い付箋を張っておりますが、県独自の改訂点ですが、進洋丸において、昨年度、いじめの重大事態が発生いたしました。それを踏まえまして県のほうが独自で改訂している点ですが、長期間学校を離れた場所で教育活動を行う場合の指導の充実ということで、本市においてもその部分につきまして、集団宿泊活動等により一定期間学校を離れて教育活動を行う場合ということで、市独自で書いております。

続きまして、16ページです。

いじめ発生時の対応ということで、県の改訂点としまして、いじめの問題に対する組織的な対応、それから、いじめ解消の要件ということでこのページに記載されております。

まず、いじめ問題に対する学校の組織的な対応ということで、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ不登校対策委員会等への報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るということで、組織的に対応しないといけないということで記載しております。

それから、いじめ解消の要件ということで、今回、いじめの解消の要件が次のように変わっております。2つ要件が満たされている必要があるということで、まず1つは、いじめに係る行為がやんでいることということで、その期間が、今回、3カ月を目安とするということになっております。それから、あと1つは、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことということで、いじめがやんでいるという状態であったとしても、被害児童・生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められていること、そして、そのことについて面談等により被害者や保護者に対して確認するなど、しっかり見届けをするということが改訂点として挙げられております。

続きまして、18ページから重大事態への対応ということで方針が書かれておりますが、19ページをご覧ください。

今回、重大事態が発生した場合の調査の趣旨及び調査主体について、次のようなことを変更したいと考えています。これまでの市の基本方針では、調査の主体は市の教育委員会ということになっておりました。しかし、県では、調査は、学校が主体となっていく場合と市教育委員会が主体となっていく場合が考えられるということで、調査の主体を学校もしくは市教育委員会ということで、今回変更したいと考えております。

重大事態につきましては、保護者がいじめであって重大であるというふうに申し出た場合には、重大事態として対応していかなければなりません。そういったものについて、背景を調べていく上で非常に学校だけでは対応できないという部分については、市教育委員会が入って対応していかないといけないというふうに考えます。まず最初の切り口としまして、そういった事案等について、学校で可能であるものであったら学校でも対応できるということで、今回、調査の主体というものを2つ、学校、それから市教育委員会ということで変えていきたいというふうに考えております。

こういう形で、今回、いじめ防止基本方針については変えていきたいというふうに考えております。

槇委員長

ありがとうございます。

何かご質問ないですか。

中屋敷教育長 ちょっと補足、よろしいですか。

槇委員長 はい。

中屋敷教育長 このいじめ問題は、もうご承知のとおり、全国的にも問題になっていまして、大津事件以来、終息しないということなんですね。そう考えると、それがいじめだからという特定ができるかどうかというのもまた問題なんですけども、学校の現場ではいじめというのは非常に敏感にはなっています。ただ、重大事案となったときに、18 ページを見ていただけますか。真ん中あたりに重大事案の意味についての丸2つ目、例えば、黒ポツが4つありますけども、児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などとなっていますので、まだほかにも考えられるんですが、一応こういうものを私たちは重大事案というふうに認識しなきゃいけないということです。

そうなったときに、次のページ、19 ページの先ほどの青い部分ですけども、これまでは学校がやって、できない場合は市がやって、それでもできない場合は市長部局の今度はまた組織がありますので、そこでやるという順序性をつけていたんですけども、実際は学校が、自死とかがあった場合には、もう対応できないですね。調査ができないし、親はもう学校を信用できないみたいなことになって全然調査どころじゃなくなってしまいます。市が入っていかないといけないというふうなことで、今回大きな変更としては、いろいろ変更があるんですけども、重大事案というのがこういうものであるということと、それから、市がやっぱり入り込んでやらないと現在のいじめの解決というのは、スピード感を持たないと親も納得しませんし、非常に早急な対応になっていくということを理解していただきたいと思います。

小林市は西諸県地区で専門家委員会をつくっていますので、この11月にまた集まっていたくんですけども、これをまたお示しして、小林の対策について理解していただきたいと思っています。また、学校は、これを受けてこれから学校バージョンをつくることになります。今そういう作業をしていたところで、本日承認していただければ、いじめ専門家委員会でこれ

を説明しまして、各学校でまたつくってくださいという形に持っていきたいということで、補足をさせていただきました。

楨委員長 何かご質問ないでしょうか。

はい、どうぞ。

大部 薫委員長職務代理者 8ページのインターネットや携帯電話を狙ったものを結構耳にすることがあるんですね。ここに実態把握と載っていますが、必ずしも、例えばネットの中で同級生から卑劣な言葉を書かれたりとか、そういうのは訴えれば把握できると思うんですけど、訴えない場合もあると思うんですよ。実際、私の友達のところがそうだったので、そういう子どもたちもいるんだなというのはやっぱり把握しとったほうがいいのかなと。今陰湿になってきて、昔は表面上で割といじめなんかも見えてきたのが、今は割とインターネットとか携帯電話の陰湿ないじめに変わってきているような気がするんですね。ここは、だからすごく重きを置いてほしいなと感じます。

中屋敷教育長 おっしゃるとおりです。私が報告している認知件数の中にインターネットのことも入っていることもあるんですね。でも、それは氷山の一角だというふうに認識はしています。

もっと言うと、そこのところはやっぱり保護者が管理というのか、それをしなければどうしようもない部分というふうに見ています。やっぱり家庭教育の中に入っていくのは非常に難しい部分ですね。学校ではそういうような指導をしていますけども、実際そうやって見ているのは家庭で見ているわけであって、そこは非常に難しいということを今感じているところです。これからますます多くなっていくだろうと思いますが、大きな壁がありますので、啓発に力を入れたり、情報モラルという講座などを開いたりして、意識を親も子も高めていくという方法しか今はないなという感じがします。

楨委員長 やっぱり親の意識を高めるというのはすごく大事なことだと思いますけどね。いろんなところで聞くと、モラルというのは子どもだけじゃないような気がする。

中屋敷教育長 今を含めてまた校長会等で説明をさせていきたいと思います。

槇委員長

よろしいでしょうか。(はい) よろしく申し上げます。

それでは、本日の第 11 回小林市教育委員会定例会をこれで終了したいと思います。

どうもお疲れさまでした。

閉会

17 : 15

委員長

委員長職務代理者

委員

委員

教育長

調製職員
